15　事業税の「㊻のうち見込納付額㊶」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16　地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㊸」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17　地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18　地方法人特別税の「㊵のうち見込納付額㊶」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉞）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）㊸」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊷」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊶」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㊷」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

［22～24　略］

第六号様式別表二（用紙日本工業規格Ａ４）（第㈡㈢条・第十条の㈡関係）

［様式　別紙六　挿入］

第６号様式別表２記載要領

1　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

15　事業税の「㊺のうち見込納付額㊵」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16　地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㊷」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉚」又は「軽減税率不適用法人の金額㉛」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17　地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額㊸」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊲」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18　地方法人特別税の「㊴のうち見込納付額㊵」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉝）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶）㊷」の欄は、法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊶」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊵」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㊶」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

［22～24　同左］

第六号様式別表二（用紙日本工業規格Ａ４）（第㈡㈢条・第十条の㈡関係）

［様式　別紙五　挿入］

第６号様式別表２記載要領

1　この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前９年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第５項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の２第１項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の９第２項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。